

## 栃木県後期高齢者医療広域連合人事行政の 運営等の状況の公表に関する条例

平成19年2月1日  
条例第10号

改正 平成28年2月16日 条例第3号  
改正 令和2年2月13日 条例第5号  
改正 令和4年10月25日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年6月末までに、広域連合長に対し前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件の状況
- (4) 職員の休業の状況
- (5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他広域連合長が必要と認める事項

(公表の方法等)

第3条 広域連合長は、前条第1項の規定による任命権者からの報告及び公平委員会の事務を委託している栃木県人事委員会からの前年度における業務の状況の報告を受けたと

きは、毎年8月末までに、同項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び栃木県人事委員会からの報告を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) 広域連合長が適当と認める方法

3 前項第1号の閲覧所は、栃木県後期高齢者医療広域連合事務局とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。